

意向把握および商品の提示・推奨に関する規程(生命保険)

第1条（目的）

本規定は、当社の役職員（以下「役職員」という）が保険募集において、お客さまの意向を把握し、意向に基づいた比較可能な商品の提示・推奨を行うこと、また、意向を適切に把握するための帳票、証跡の保存等について定め、お客さまの保護に十分留意した適正保険募集の実現をすることを目的とする。

第2条（法令等の遵守）

役職員は、意向把握および商品の提示・推奨について保険業法等および本規程を遵守しなければならない。

第3条（意向把握の帳票）

当社の意向把握に用いる帳票は、販売チャネルにかかわらず会社所定のシートを使用することとする。

第4条（意向把握の記録・方法）

- 1 役職員は保険募集に際して、会社所定のシートを使用し、お客さまの保障及び貯蓄、保障期間、保険料、保険金額等に関する当初意向を把握し、記録することとする。
- 2 当初意向に基づいた個別プランを提案・説明し、意向との対応についても説明することとする。なお、お客さまの意向の変化が生じた場合は、会社所定のシートに記録することとする。
- 3 お客さまの最終意向が確定した段階でその意向と当初意向を比較・記録し、両者が相違している場合には相違点や、相違が生じた経緯を分かり易く説明することとする。
- 4 お客さまの意向を記録した会社所定のシートは本規程第5条の定めに従い保管することとする。

第5条（意向把握に用いた帳票等の保管）

意向把握に用いた会社所定のシートは当社の個人情報（データ）管理規程に従い、3年間保管することとする。但し、契約が未成立となった場合には3ヵ月保管することとする。

第6条（商品の提示・推奨）

- 1 役職員は当社が取扱う商品の中から、お客さまの意向に沿った比較可能な商品の概要を明示し、お客さまの求めに応じて商品パンフレット等で商品内容を説明するこ

ととする。

- 2 また、お客さまの意向に合致している商品の中から、特定の商品を提示・推奨する際には、商品特性や保険料水準などの客観的な基準や理由等について、推奨理由を説明することとする。
- 3 上記第1項および第2項において説明した内容については、記録、保存することとする。

第7条（意向把握および商品提示・推奨状況の検証）

- 1 本規程第4条にもとづく意向把握および第6条にもとづく商品の提示・推奨に関しては、夫々の遂行状況を定期的に検証し、課題等があれば改善することとする。
- 2 なお、上記第1項における意向把握および商品提示・推奨の検証に際しては、本規程第4条第4項にしたがい記録・保管された意向把握に用いた会社所定のシート、および第6条3項にしたがい記録・保管された商品の提示・推奨の記録等を用いることとする。

第8条（改廃）

本規程の改廃は保険部によりこれを行う。

（附 則）

本規定は、2021年 1月 25日より実施する。